

# 吹田市障害福祉サービス等資格取得支援事業 補助金のご案内

増大する障害福祉サービス等の安定的な供給及び多様化する福祉ニーズや特性に適切に対応するため、市内の障害福祉サービス事業者等に対し、障害福祉サービス等の提供に必要な資格取得のための経費の一部を助成します。

## ●補助対象

次の各号の事業を行っている市内の指定障害福祉サービス事業者等が従業者に研修受講をさせた場合

- (1) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(療養介護及び施設入所支援を除く。)
- (2) 法第77条第1項の地域生活支援事業のうち、吹田市地域生活支援事業実施規則第3条第1項第8号に掲げる移動支援事業及び第11号に掲げる日中一時支援事業
- (3) 法第5条第18項に規定する特定相談支援事業

## ●補助対象研修と補助額

補助額は、実績額×補助率で得た額と補助上限額のどちらか低い方

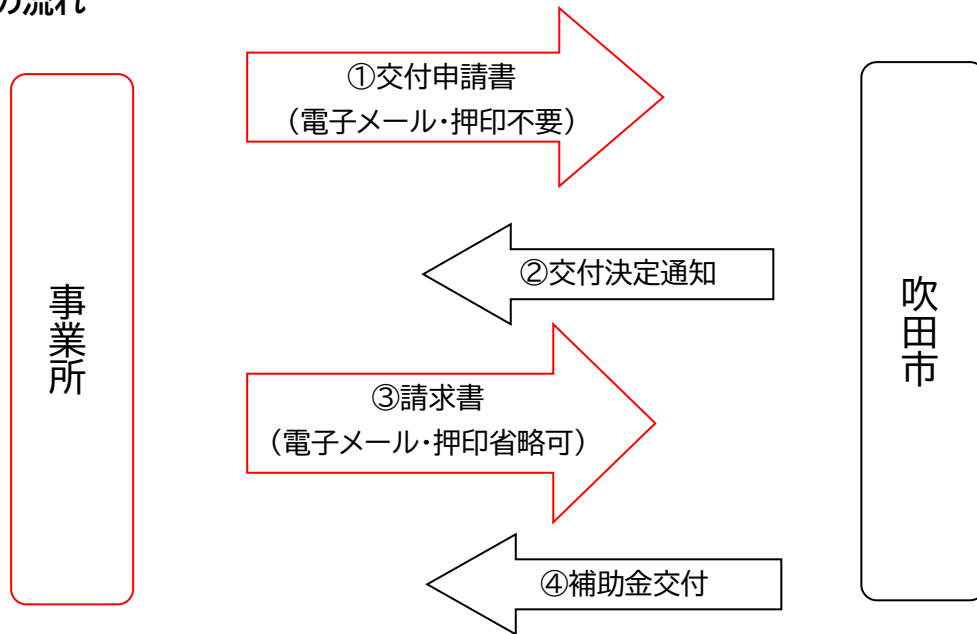
補助対象研修	補助上限額	補助率
① 行動援護従業者養成研修	28,000円	2/3
② 強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践)	15,000円	
③ 喀痰吸引等研修 (1号・2号・3号)	1号・2号:62,000円 3号:17,000円	
④ 同行援護従業者養成研修 (一般・応用)	16,000円	
⑤ 移動支援従業者養成研修 (全身性・知的・精神)	16,000円	
⑥ 介護職員初任者研修	19,000円	
⑦ 介護福祉士実務者研修	43,000円	

※研修受講費・教材費・実習費含む。交通費等諸経費は含まない。

※⑥介護職員初任者研修、⑦介護福祉士実務者研修については、処遇改善加算等取得済み介護サービス事業者の場合、補助基準額(上限額)が異なるため、高齢福祉室の補助事業を活用ください。

※研修初日を問わず、研修修了日が該当年度の4月1日から翌年3月31日の場合を補助対象とします。

## ●申請の流れ



## ●申請には以下の書類が必要です

<申請時>

- (1) 障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金交付申請書
- (2) 補助対象経費の支払いを証する書類(例:領収書、振込明細書等)  
※事業所が支払った経緯が分かる書類が必要です。(Q&A No.3 参照)
- (3) 研修費用の内訳が分かる書類  
※研修ホームページや請求書等、「どの研修に」「誰の分で」かかった費用かが分かる書類を添付してください。(2)の書類に記載がある場合、追加の提出は不要です。
- (4) 補助対象研修の修了を証する書類  
(例:修了証明書)
- (5) 申請日時点での在籍を証する書類  
(例:在職証明書等 ※雇用契約書ではなく、申請日時点で在籍が証明できるもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

<請求時>

- ・障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金交付請求書(押印省略可)  
※押印を省略する場合は、余白部分に「発行責任者:〇〇〇〇、担当者:〇〇〇〇」と記載。(氏名はフルネームで記載。発行責任者と担当者は同一人物でも可)